

○三重県総合文化センター条例（平成6年3月29日三重県条例第5号）

三重県総合文化センター条例

平成六年三月二十九日
三重県条例第五号

改正	平成 六年一二月二二日三重県条例第五二号	平成 八年 三月二七日三重県条例第二〇号
	平成 九年 三月二五日三重県条例第四三号	平成一一年 三月一九日三重県条例第八号
	平成一二年 三月二四日三重県条例第三〇号	平成一三年 三月二七日三重県条例第三五号
	平成一四年 三月二六日三重県条例第三四号	平成一六年 三月二三日三重県条例第三四号
	平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号	平成一八年 六月三〇日三重県条例第六六号
	平成一九年 三月二〇日三重県条例第三号	平成一九年 七月 四日三重県条例第五二号
	平成二二年 三月二九日三重県条例第一二号	平成二五年 三月二九日三重県条例第五三号
	平成二六年 三月二七日三重県条例第六八号	

三重県総合文化センター条例をここに公布する。

三重県総合文化センター条例

（設置）

第一条 県民の文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動の促進に寄与するため、三重県総合文化センターを津市に設置する。

2 三重県総合文化センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- 一 三重県文化会館
- 二 三重県生涯学習センター
- 三 三重県男女共同参画センター
- 四 三重県立図書館

一部改正〔平成一三年条例三五号・一六年三四号〕

（事業）

第二条 三重県総合文化センターで行う事業は、別表第一のとおりとする。

一部改正〔平成一六年条例三四号〕

（指定管理者による管理）

第三条 三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、知事及び教育委員会（以下「知事等」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十一条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることのできない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの三分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号・一九年三号〕

（指定管理者が行う業務の範囲）

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 別表第一に規定する事業のうち三重県立図書館に係るものを除く事業の実施に関する業務
- 二 センターの施設及び設備並びに備品（以下「センターの施設等」という。）の利用の許可等に関する業務
- 三 第十八条第一項に規定する利用料金の収受等に関する業務
- 四 センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務のうち知事又は教育委員会のみの権限に属するものを除く業務

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（指定管理者の指定の申請）

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事等が別に定める

ところにより、知事等に申請しなければならない。

一 センターの事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、知事等が特に必要なものとして別に定める書類

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(指定管理者の指定)

第六条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

三 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

四 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 知事等は、前項の規定により審査した結果、センターを最も効果的に管理することができると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(選定委員会)

第六条の二 知事等は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事等の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、知事等の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事等がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成一九年条例五二号〕

(指定等の告示)

第七条 知事等は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。

二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一八年条例六六号〕、一部改正〔平成一九年条例五二号〕

(協定の締結)

第八条 知事等は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

一 センターの管理に関する事項

二 次条に規定する事業報告書に関する事項

三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

五 県が支払うべき管理費用に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める事項

追加〔平成一八年条例六六号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の

規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- 一 センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 センターの管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(業務状況の聴取等)

第十条 知事又は教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(知事等による管理)

第十一条 知事等は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により知事等が管理の業務を行うときは、知事は、別表第三に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第十九条から第二十一条まで及び別表第三の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十九条から第二十一条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

追加〔平成一八年条例六六号〕

(開館時間等)

第十二条 センターの開館時間は、午前九時から午後七時までとする。

- 2 センターの施設等の利用時間は、別表第二のとおりとする。

- 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、開館時間及び利用時間を変更することができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(休館日)

第十三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるとときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(利用の許可)

第十四条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

- 3 指定管理者は、センターの施設等の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十五条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

(利用者等に対する指示)

第十六条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十三条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

(利用の制限等)

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 暴力団の利益になると認められるとき。
- 五 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 六 公益上必要があると認められるとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(利用料金の収入)

第十八条 指定管理者は、センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表第三に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(利用料金の納入)

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(利用料金の減免)

第二十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成一六年条例三四号、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(利用料金の返還)

第二十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりセンターの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込を取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(原状回復義務)

第二十二条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事又は教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一八年条例六六号〕

(損害賠償義務)

第二十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損壊し、又は滅失

したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(秘密保持義務)

第二十四条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

追加〔平成一八年条例六六号〕

(手数料)

第二十五条 三重県立図書館において、マイクロフィルム複写を必要とする者は、一枚につき五十円の手数料を納めなければならない。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

(他の条例との関係)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号・二六年六八号〕

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

附 則

1 この条例は、平成六年十月七日から施行する。

2 三重県文化会館条例（昭和三十九年三重県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

旧三重県文化会館条例

第一条中「三重県文化会館」を「旧三重県文化会館」に改める。

3 三重県立図書館条例（昭和三十九年三重県条例第四十八号）は、廃止する。

附 則（平成六年十二月二十二日三重県条例第五十二号）

1 この条例は、平成七年二月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月二十七日三重県条例第二十号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、平成八年四月一日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十五日三重県条例第四十三号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄）

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県条例第三十号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第三十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県条例第三十四号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日三重県条例第三十四号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日までの間において規則で定める日から施行する。（平成十六年五月三重県規則第四十六号で、同十六年十月一日から施行）

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に改正前の三重県総合文化センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県総合文化センター条例（以下「新条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の後新条例第三条第一項の規定により最初に指定を受けたものがセンターの管理を行う期間は、新条例第五条の規定にかかわらず、当該指定を受けた日から起算して三年以内において規則で定める期間とする。（平成十六年五月三重県規則第四十七号で、二年六月とする。）
 （準備行為）
- 6 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十八年六月三十日三重県条例第六十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）

（出納長等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第八条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定（中略）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附・則（平成二十二年三月二十九日三重県条例第十二号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日三重県条例第五十三号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第六十八号）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、三重県総合文化センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県総合文化センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

別表第一（第二条関係）

施設	事業
三重県文化会館	<p>一 音楽、舞蹈、演劇等の舞台芸術の振興に必要な事業を行うこと。</p> <p>二 ホール、ギャラリー等を利用に供すること。</p> <p>三 その他文化芸術の振興に関する事業を行うこと。</p>
三重県生涯学習センター	<p>一 生涯学習に関する情報を収集し、及び提供し、並びに相談に応ずること。</p> <p>二 生涯学習に関する調査研究、指導者の研修、講座の開設等を行うこと。</p> <p>三 視聴覚教育に関する機器及び教材を整備し、利用に供すること。</p> <p>四 研修室、視聴覚室等を利用に供すること。</p> <p>五 その他生涯学習の振興に関する事業を行うこと。</p>

三重県男女共同参画センター	一 男女共同参画に関する情報を収集し、及び提供し、並びに相談に応ずること。 二 男女共同参画に関する学習、研修等を行うこと。 三 男女共同参画に関する調査研究を行うこと。 四 セミナー室、多目的ホール等を利用に供すること。 五 その他男女共同参画の促進を図るために必要な事業を行うこと。
三重県立図書館	一 図書、記録その他必要な資料及び情報を収集し、整理し、及び保存して、一般の利用に供すること。 二 市町立図書館等に対し、図書館運営等に係る援助を行うこと。 三 市町立図書館等との間にネットワークを構築し、資料及び情報の提供等を行うこと。 四 図書館サービスに関する調査研究を行うこと。 五 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
センター共通部分	飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの提供及びこれらに必要な場所を利用に供すること。

一部改正〔平成一三年条例三五号・一六年三四号・一七年六七号・一八年六六号〕

別表第二（第十二条関係）

施設	区分	利用時間
三重県文化会館	ホール リハーサル室 ワークショップ 楽屋	午前九時から午後十時まで
	ギャラリー レセプションルーム 会議室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後七時まで
三重県生涯学習センター	視聴覚室 研修室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後五時まで
三重県男女共同参画センター	多目的ホール 特別会議室 セミナー室 セッションルーム 生活工房 和室 茶室 フィットネスルーム	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後五時まで

全部改正〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一九年条例五二号・二五年五三号〕

別表第三（第十二条、第十八条関係）

一 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワークショップ及び楽屋

区分	備考	金額(円)		
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後十時まで
入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	七五、四八〇	一一三、二二〇	一五〇、九八〇
	一部使用（客席のうち一階部分のみを使用することをいう。以下同じ。）のとき	四七、一七〇	七〇、四四〇	九四、三六〇

		その他のとき	五〇、三一〇	七五、四八〇	一〇〇、六五〇
		一部使用のとき	三一、四四〇	四七、一七〇	六二、九〇〇
平 日	入場料の額が千 一円以上三千円 以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一〇〇、六五〇	一五〇、九八〇	二〇一、三一〇
		一部使用のとき	六二、九〇〇	九四、三六〇	一二五、八一〇
		その他のとき	七五、四八〇	一一三、二二〇	一五〇、九八〇
		一部使用のとき	四七、一七〇	七〇、四四〇	九四、三六〇
大 ホ ー ル	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		一二五、八一〇	一八八、七三〇	二五一、六四〇
		一部使用のとき	七八、〇〇〇	一一七、〇一〇	一五六、〇一〇
		入場料の額が五千一円以上の場合	一五〇、九八〇	二二六、四七〇	三〇一、九七〇
		一部使用のとき	九四、三六〇	一四一、五四〇	一八八、七三〇
土 曜 日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	九四、三六〇	一四一、五四〇	一八八、七三〇
		一部使用のとき	五八、五〇〇	八七、四二〇	一一七、〇一〇
		その他のとき	六二、九〇〇	九四、三六〇	一二五、八一〇
		一部使用のとき	三九、〇〇〇	五八、五〇〇	七八、〇〇〇
土 曜 日 、 日 曜 日 及 び 休 日	入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一二五、八一〇	一八八、七三〇	二五一、六四〇
		一部使用のとき	七八、〇〇〇	一一七、〇一〇	一五六、〇一〇
		その他のとき	九四、三六〇	一四一、五四〇	一八八、七三〇
		一部使用のとき	五八、五〇〇	八七、四二〇	一一七、〇一〇
土 曜 日 、 日 曜 日 及 び 休 日	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		一五七、二六〇	二三五、九一〇	三一四、五五〇
		一部使用のとき	九七、五〇〇	一四五、九五〇	一九五、〇一〇
		入場料の額が五千一円以上の場合	一八八、七三〇	二八三、〇九〇	三七七、四六〇
		一部使用のとき	一一七、〇一〇	一七五、五一〇	二三四、〇三〇
中 ホ ー ル	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	三七、七三〇	五六、六一〇	七五、四八〇
		その他のとき	二五、一四〇	三七、七三〇	五〇、三一〇
	入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	五〇、三一〇	七五、四八〇	一〇〇、六五〇
		その他のとき	三七、七三〇	五六、六一〇	七五、四八〇
土 曜 日 、 日 曜 日	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		六二、九〇〇	九四、三六〇	一二五、八一〇
		入場料の額が五千一円以上の場合	七五、四八〇	一一三、二二〇	一五〇、九八〇
中 ホ ー ル	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	四七、一七〇	七一、七一〇	九四、三六〇
		その他のとき	三一、四四〇	四七、七九〇	六二、九〇〇
土 曜 日 、 日 曜 日	入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	六二、九〇〇	九五、六一〇	一二五、八一〇

及 び 休 日	その他のとき		四七、一七〇	七一、七一〇	九四、三六〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		七八、六三〇	一一九、五二〇	一五七、二六〇
	入場料の額が五千一円以上の場合		九四、三六〇	一四三、四三〇	一八八、七三〇
平 日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一一、三一〇	一六、九八〇	二二、六二〇
		その他のとき	七、五三〇	一一、三一〇	一五、〇八〇
	入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一五、〇八〇	二二、六二〇	三〇、一八〇
		その他のとき	一一、三一〇	一六、九八〇	二二、六二〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		一八、八六〇	二八、二九〇	三七、七三〇
	入場料の額が五千一円以上の場合		二二、六二〇	三三、九六〇	四五、二七〇
	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一三、二〇〇	二〇、七五〇	二八、二九〇
		その他のとき	八、七九〇	一三、八三〇	一八、八六〇
	入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一七、六〇〇	二七、六六〇	三七、七三〇
		その他のとき	一三、二〇〇	二〇、七五〇	二八、二九〇
小 ホ ー ル	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		二二、〇〇〇	三四、五九〇	四七、一七〇
	入場料の額が五千一円以上の場合		二六、四一〇	四一、五一〇	五六、六一〇
	平 日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一〇、〇六〇	一五、〇八〇	二〇、一三〇
	その他の場合		五、〇一〇	七、五三〇	一〇、〇六〇
	土 曜 日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一二、五七〇	一八、八六〇	二五、一四〇
第一 リハ ー サ ル 室	日 曜 日	その他の場合	六、二七〇	九、四二〇	一二、五七〇
	平 日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	七、五三〇	一一、三一〇	一五、〇八〇
	その他の場合		三、七六〇	五、六四〇	七、五三〇
	土 曜 日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	八、七九〇	一三、八三〇	一八、八六〇
	日 曜 日	その他の場合	四、三九〇	六、九一〇	九、四二〇
第二 リハ ー サ ル 室	平 日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	七、五三〇	一一、三一〇	一五、〇八〇
	その他の場合		三、七六〇	五、六四〇	七、五三〇
	土 曜 日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	八、七九〇	一三、八三〇	一八、八六〇
	日 曜 日	その他の場合	四、三九〇	六、九一〇	九、四二〇

日 及 び 休 日				
ワークショップ	二、三八〇	三、五八〇	四、七七〇	
楽屋一及び楽屋二	二、五〇〇	三、七六〇	五、〇一〇	
楽屋三から楽屋八まで	八七〇	一、二四〇	一、七四〇	
楽屋九	二、一二〇	三、一二〇	四、二六〇	
楽屋十	一、五〇〇	二、二五〇	三、〇〇〇	
楽屋十一	八七〇	一、二四〇	一、七四〇	
楽屋十二及び楽屋十三	二、五〇〇	三、七六〇	五、〇一〇	
楽屋十四から楽屋十八まで	八七〇	一、二四〇	一、七四〇	
楽屋十九	四九〇	七五〇	九九〇	
楽屋二十	一、六二〇	二、五〇〇	三、二七〇	
楽屋二十一及び楽屋二十二	八七〇	一、二四〇	一、七四〇	
楽屋二十三	五九〇	八九〇	一、二〇〇	
楽屋二十四	六九〇	一、〇四〇	一、三九〇	

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分			金額（円）			
			午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	
第一 ギャ ラリ ー	平日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五二、八三〇	六七、九二〇	六七、九二〇
			その他の場合	一七、六〇〇	二二、六二〇	二二、六二〇
	二分の一 使用		営利又は宣伝を目的とする催物の場合	二六、四一〇	三三、九六〇	三三、九六〇
			その他の場合	八、七九〇	一一、三一〇	一一、三一〇

土曜日、日曜日及び休日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	六四、一六〇	八一、一五〇	八一、一五〇
		その他の場合	二一、三八〇	二七、〇四〇	二七、〇四〇
	二分の一使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三二、〇七〇	四一、五一〇	四一、五一〇
		その他の場合	一〇、六八〇	一三、八三〇	一三、八三〇
平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三七、七三〇	四七、一七〇	四七、一七〇	
		その他の場合	一二、五七〇	一五、七一〇	一五、七一〇
土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四五、二七〇	五六、六一〇	五六、六一〇	
		その他の場合	一五、〇八〇	一八、八六〇	一八、八六〇
平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	七〇、四四〇	九〇、五七〇	九〇、五七〇	
	その他の場合	三五、二一〇	四五、二七〇	四五、二七〇	
土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	八三、〇三〇	一〇九、四五〇	一〇九、四五〇	
		その他の場合	四一、五一〇	五四、七二〇	五四、七二〇
大会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三〇、一八〇	三五、二一〇	三五、二一〇	
	その他の場合	一五、〇八〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	
中会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	九、五四〇	一一、三一〇	一一、三一〇	
	その他の場合	四、七七〇	五、六四〇	五、六四〇	
小会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五、五二〇	六、〇二〇	六、〇二〇	
	その他の場合	二、七五〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 三重県生涯学習センター

区分	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	金額（円）		
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
視聴覚室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一六、六〇〇	一九、三五〇	一九、三五〇
	その他の場合	八、二九〇	九、六六〇	九、六六〇

大研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一三、五七〇	一五、八四〇	一五、八四〇
	その他の場合	六、七八〇	七、九二〇	七、九二〇
中研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	七、〇三〇	八、〇四〇	八、〇四〇
	その他の場合	三、五一〇	四、〇二〇	四、〇二〇
四階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、五一〇	五、五二〇	五、五二〇
	その他の場合	二、二五〇	二、七五〇	二、七五〇
二階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、五一〇	五、五二〇	五、五二〇
	その他の場合	二、二五〇	二、七五〇	二、七五〇

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

四 三重県男女共同参画センター

区分			金額（円）		
			午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一一、三一〇	一六、九八〇	一六、九八〇
		その他のとき	七、五三〇	一一、三一〇	一一、三一〇
	入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一五、〇八〇	二二、六二〇	二二、六二〇
		その他のとき	一一、三一〇	一六、九八〇	一六、九八〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一八、八六〇	二八、二九〇	二八、二九〇
		その他のとき	二二、六二〇	三三、九六〇	三三、九六〇
多目的ホール	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一三、二〇〇	二〇、七五〇	二〇、七五〇
		その他のとき	八、七九〇	一三、八三〇	一三、八三〇
	入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一七、六〇〇	二七、六六〇	二七、六六〇
		その他のとき	一三、二〇〇	二〇、七五〇	二〇、七五〇

	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合	二二、〇〇〇	三四、五九〇	三四、五九〇
	入場料の額が五千一円以上の場合	二六、四一〇	四一、五一〇	四一、五一〇
特別会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一一、〇六〇	一三、五七〇	一三、五七〇
	その他の場合	五、五二〇	六、七八〇	六、七八〇
セミナー室A	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一〇、八一〇	一二、八一〇	一二、八一〇
	その他の場合	五、四〇〇	六、三九〇	六、三九〇
セミナー室B	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五、〇一〇	五、七七〇	五、七七〇
	その他の場合	二、五〇〇	二、八八〇	二、八八〇
セミナー室C	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一〇、八一〇	一二、八一〇	一二、八一〇
	その他の場合	五、四〇〇	六、三九〇	六、三九〇
セッショングルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一、〇四〇	一、二〇〇	一、二〇〇
	その他の場合	五二〇	六〇〇	六〇〇
生活工房	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一三、三三〇	一五、三三〇
		その他の場合	六、六六〇	七、六六〇
	三分の二使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	九、〇四〇	一〇、五六〇
		その他の場合	四、五一〇	五、二七〇
	三分の一使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、五一〇	五、二七〇
		その他の場合	二、二五〇	二、六三〇
	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、二六〇	五、〇一〇	五、〇一〇
	その他の場合	二、一二〇	二、五〇〇	二、五〇〇
和室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一六、三五〇	一八、八六〇	一八、八六〇
	その他の場合	八、一六〇	九、四二〇	九、四二〇
フィットネスルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五、七七〇	六、五四〇	六、五四〇
	その他の場合	二、八八〇	三、二七〇	三、二七〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

- 三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三九、六〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三九、六〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）
- 七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式につき 四六、二八〇円

全部改正〔平成二六年条例六八号〕